

建 総 号 外
令和元年12月5日
(2019年)

各 位

和歌山市都市建設局
建設総務部 建設総務課長

一般競争入札公告の訂正について

令和元年12月4日に公告を行った「水路維持修繕工事 野崎地区島橋西ノ丁」について、次のとおり公告を訂正します。

| 訂正箇所 | 訂正前 | 訂正後 |
|------------|---|---|
| 2 競争入札参加資格 | (2) 令和元・2年度和歌山市競争入札参加資格登録(以下「令和元・2年度登録」という。)において、 <u>しゅんせつ工事業の登録</u> がされている者であること。 | (2) 令和元・2年度和歌山市競争入札参加資格登録(以下「令和元・2年度登録」という。)において、 <u>土木工事業又はしゅんせつ工事業の登録</u> がされている者であること。 |
| | (3) <u>しゅんせつ工事業</u> に係る建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による建設業の許可(有効なものに限る。)を受けていること。 | (3) <u>上記2(2)で該当した工事業</u> に係る建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による建設業の許可(有効なものに限る。)を受けていること。 |
| | (4) 略 ア 略 イ 略 ウ 令和元・2年度登録において和歌山市内の営業所に係る登録を受け、かつ、当該和歌山市内の営業所について、 <u>しゅんせつ工事業</u> に係る建設業の許可(有効なものに限る。)を受けていること。 | (4) 略 ア 略 イ 略 ウ 令和元・2年度登録において和歌山市内の営業所に係る登録を受け、かつ、当該和歌山市内の営業所について、 <u>上記2(2)及び(3)を満たす工事業</u> に係る建設業の許可(有効なものに限る。)を受けているこ |

| | | |
|-------|---|---|
| | | と。 <u>エ 上記 2 (2) 及び (3) を満たす工事業が土木工事業である場合は土木関係業種の受注制限数に達していないこと。</u> |
| | (5) <u>令和元・2年度登録において、しゅんせつ工事業に係る総合点数が 570 点以上</u> であること。 | (5) <u>令和元・2年度登録において、主たる営業所 (本社・本店) の所在地が和歌山市内である者にあつては、上記 2 (2) 及び (3) を満たす工事業に係る総合点数が 570 点以上であること。主たる営業所 (本社・本店) の所在地が和歌山市外である者にあつては、上記 2 (2) 及び (3) を満たす工事業が土木工事業であるものについては土木工事業に係る総合点数が 570 点以上 750 点未満、上記 2 (2) 及び (3) を満たす工事業がしゅんせつ工事業であるものについてはしゅんせつ工事業に係る総合点数が 570 点以上であること。</u> |
| | (9) 申請者が、 <u>建設業法第 26 条第 1 項に規定する技術者と同等以上の資格を有するしゅんせつ工事業に係る技術者 2 名以上と、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。</u> | (9) 申請者が、 <u>上記 2 (2)、(3) 及び (5) を満たす工事業に係る建設業法第 26 条第 1 項に規定する技術者と同等以上の資格を有する技術者 2 名以上と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。</u> |
| 6 その他 | | <u>(11) 受注制限対象工事</u> 本工事は土木関係業種の受注制限対象工事である。 |